

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

智頭町長 金 兒 英 夫

市町村名 (市町村コード)	智頭町 (313289)
地域名 (地域内農業集落名)	新田地区 (新田集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

令和4年5月実施の農業・農地に関するアンケート調査によると、当地区の農業者の平均年齢は74.0歳であり、町平均の70.1歳と比べて高くなっている。農業者の高齢化に加え、地域内の人口減少により担い手自体も不足しているため、水路等の維持管理は大きな負担になっており、荒れた農地も増加傾向となっている。また、山間地であり、一筆の面積が小さい農地が多いことや、傾斜が多いため草刈り面積が広いことなどが、農地の維持管理の負担要因となっている。米の価格が低いと、農業機械を更新してまで農業を続けられないという声も挙がっている。その他にも、夏場の水不足、獣害対策、猛暑時の健康管理など、課題を挙げる声が多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

契約栽培により、米の生産拡大を図るとともに、少量生産であっても、高付加価値、ブランド化(米・野菜)により収益性を向上させる農業を地域全体で目指していく。農地集約や、生産性の向上・猛暑対策としての農業のスマート化(草刈り・農作業などの機械化、自宅での管理等)についても地域内での話し合いを継続し、取組を検討する。棚田オーナー制度などの取組により、町内外から関係人口の増加を図り、農村環境の保全、農地の維持管理につなげていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	9.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

智頭町大字西谷(新田集落)地内で、小規模な畑を除き、現在耕作が行われている比較的条件の良い農用地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
引き続き話し合いを行い、検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
愛知県の押井営農組合のような取組を参考にしながら、活用を検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業地集約・広い面積などを指すため、検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
一社)山郷地区振興協議会が中心となった取組により、広域で連携しながら進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できる事業者があれば、検討する。

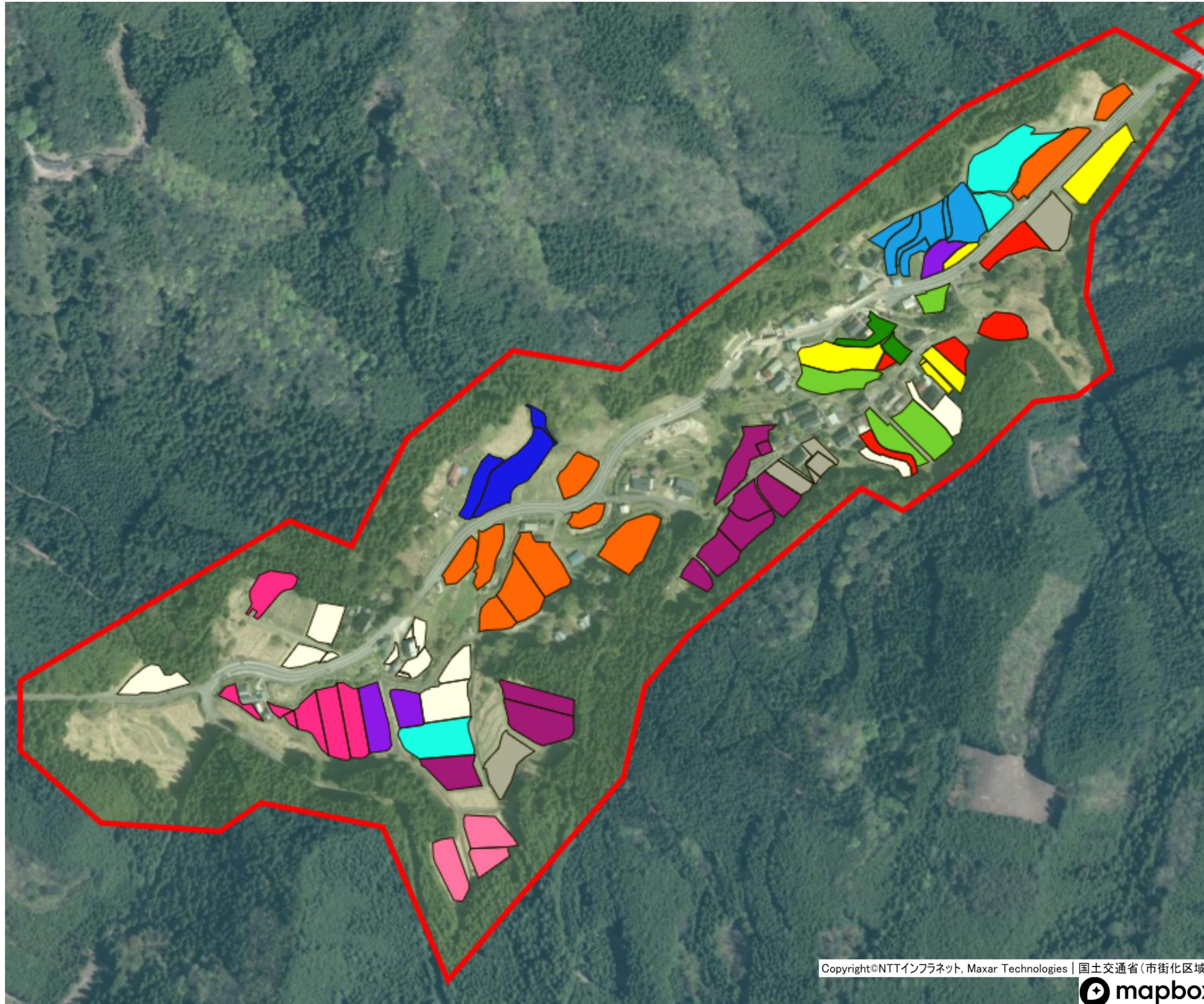
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

農家・非農家が協力できる取組により、対策等を進めていく。

新田地区目標地図



目標地図(確定)

- A
- B
- C
- D
- E
- F
- G
- H
- I
- J
- K
- L
- M
- 検討中農地